

第五十五回国会
衆議院

沖繩問題等に関する特別委員会議録 第十一号

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事 小淵 惠三君

理事 竹下 登君

理事 川崎 寛治君

理事 大村 襄治君

理事 谷垣 專一君

理事 石橋 政嗣君

理事 横山 利秋君

理事 渡部 一郎君

出席國務大臣

國務大臣 塚原 俊郎君

出席政府委員

總理府總務副長 上村千一郎君

總理府特別地域連絡局長 山野 幸吉君

外務省北米局長 東郷 文彦君

委員外の出席者

郵政大臣官房郵政参事官 館野 繁君

六月十三日

委員森清君辞任につき、その補欠として谷垣專一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員谷垣專一君辞任につき、その補欠として森清君が議長の名で委員に選任された。

六月九日

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(内閣提出第八二号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(内閣提出第八二号)(参議院送付)

○白井委員長 これより会議を開きます。

去る九日本委員会に付託になりました宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(参議院送付)を議題とし、審査を進めます。

本案は、去る七日すでに提案理由の説明を聴取いたしました。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小淵惠三君。

○小淵委員 ただいま議題となっております宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案につきまして、政府に若干の質疑をいたしたいと思います。

まず、ここに一文があるのですが、それは「当地に参る一週間前私は東京の總理官邸で、かわい

い宮古の豆記者諸君に囲まれました。宮古から夏休みを利用して本土を訪れた中学生のみなさんでした。おカッパ頭をまじえたかわいのみなさんの代表が「私の島では日本のテレビが見られませんが、早く日本のテレビを見られるようにして下さい」といわれました。私は、この小さい人々の言葉に先島のみなさんのすべての声を感じたのであります。みなさん方の強い要望でありますテレビ局の設置を早速取上げ、できるだけ早く本土と同じ番組をみられるようにこれを表現したいと考えております。」これは一昨年の八月に總理が宮古あるいは石垣にまいりましたときに、その空港であいつをした文句の主要な部分であります。

今回政府が提案をされておりますこの法律案につきましては、すでに予算的な処置は四十二年度予算でその建設については決定を見ており、すでに工事も着工し、完成に向かって進んでおられるわけでありまして、この法律も、この完成に伴ってその施設等を琉球政府に譲与するという法律であります。これが一貫した一つの流れとして——政府が提案してききましたその底に流れる精神としては、まずこの總理の発言も、その一環として、あるいはその発端となったということは言い得ると思います。そのとおりでございますでしょうか。

○上村政府委員 小淵委員のおっしゃるとおりでございます。

○小淵委員 今度テレビが見られるようになりますが、沖繩におけるいわゆる先島と称せられる島々につきましては、私も何度か現地に行ったこともあります。院からは、逓信委員会の視察団も現地に参りましてその状況をつぶさに視察し、一日も早くその期待にこたえるよう努力をいたしておることは当然であり、私もできる限り早い機会にテレビの視聴が可能になることをこいねがっております。

ちよっと話はそれるのでありますが、この前の委員会でも少し出ましたが、沖繩では、本島においてはテレビの視聴は、三十九年だったと思いますが、可能になってきておられるわけでありまして、しかしながら、本土におけるニュース、そういうものは、沖繩の人たちにはなかなか十二分に把握できないという感じが幾分いたすわけでありまして、本委員会でも同僚議員から指摘をされましたが、いっぞや東大の沖繩調査団というのが沖繩に参りまして調査した結果があります。そこで、これは調査の内容の一つであります。設問として、沖繩の本土復帰に積極的役割を果たしたものは何かということで幾つか列挙されておるのですが、その中で、本土における新聞あるいはラジオ

オ、テレビ、こういうものがどの程度沖繩の人たちに訴えられているかという点では、本土の新聞はわずか〇・九%、ラジオ、テレビが一・三%、こういう数字でありまして、直接本土からいくラジオやテレビあるいは新聞、こういったものによる本土復帰に対する役割りを聞いたわけでありまして、その役割りに対してのパーセンテージがきわめて少ないわけでありまして、そういった観点から、できる限り本土におけるほんとうの姿というもの、こういうテレビを通じて沖繩の人たちに実際の形で訴えられるということをこいねがう一つの理由でもあるわけでありまして。

それからもう一つ、きょうは注文であります。外務省の方はおられますか。——おられなければ、発言だけにとどめておきますが、これも日本の雑誌に出ておったのですが、できる限り本土における実際の姿というものを沖繩の人たちに知ってもらいたいという意味で、目に触れられたものですから、あるいはほんとうであればお考えを願いたいと思うのです。

四月二十八日に、講和条約が締結されて十五周年だ、こういうことで、沖繩の代表的な報道機関であります二つの会社が外務省の記者クラブのメンバーに入った。それに対して外務省の高官が、一種箝口令をしくような誤解をされるような発言をしたということが雑誌に出ておりました。私も、できる限り本土の実際の姿というものを——テレビを映すということもその一環であります。新聞記者に、そういうことを話さないようにとは言わぬと思いますが、それに疑わしきような発言はできる限り慎むと同時に、もっとも積極的以外務省のあり方というものをPRすべきが当然ではないかというように感じをいたしておりますので、冒頭指摘をいたしておきたいと思ひます。

そこで、この内容に入らしていただきたいと思
います。

まず、テレビ放送のこの設備を琉球政府に譲与
するために特別な立法をここにやるわけであり
ます。それにつきましては、この法律案の提案理
由の説明の中にも、財政法九条にのっとることも
できない、同時に、国有財産法二十八条あるいは
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律も適用で
きないから、こういう法律を特につくるのだ、こ
ういう主張がされておるわけでありまして、いま
少しくこの法的な根拠について御説明をいただき
たいと思うわけでありまして。

○山野政府委員 ただいま御質問ございました点
は、現在の財政法第九條第一項によりまして、「国
の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換
しその他支払手段として使用し、又は適正な対価
なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはなら
ない。」(一)というようになっておりました、これ
に基づいて、いま御指摘ございましたように、国
有財産法二十八条に無償譲渡の場合が規定してご
ざいます。この譲与できる場合が四つ制限列挙
してございます。これはいづれも公共団体及び
私人に対して無償譲与等をする場合のことを限定
的に列挙してございます。また、物品の無償貸
付及び譲与等に関する法律の第三條の規定によ
りますと、災害救助物資等につきましての無償譲
与できる場合が、八つの場合に限定されて列挙し
てあります。これらのいづれにもこの場合は該当
いたさないでございまして、いま御配付申し上げ
ました資料にも、過去の立法例が二つばかり掲げ
てございまして、国で今回建設いたします国の財
産である先島のテレビ放送設備を琉球政府に譲与
する場合は、そのいづれにも該当いたさないで
ございまして、したがって、今回特別立法を
いたしまして御審議をお願いすることにいたした
次第でございまして。

○小淵委員 なるほど、ここにも二つの立法例が
列挙されておりますけれども、将来沖縄には相
当のこうした貸与物が出てくるのではないかと
いう気がしますし、また、そうあつてしかるべきで
あるかも知れません。そういったときに、逐一法
律をもつてこうした貸与物を明らかにしていくよ
りも、むしろ、沖縄に對する貸与物に關しては一
切一つの法律で許されるような法律をつくり上げ
る意圖、氣持ちはありませうか。

○上村政府委員 小淵委員がおっしゃる通りに、
いろいろ一括してやるといふようなことも考えな
ければならぬだろう。けれども、御案内のよう
に、沖縄の地位、いろいろな法律關係といふもの
は、特殊な事情でございまして、どうしてもケ
ース・バイ・ケースといふような方式をたどるより
ほかないような実情にいまなつておるわけであ
る。そういうわけで、ただいまこの先島のテレビの設
備に關しては、單獨立法として、宮古群島及び
八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設
備の譲与に關する法律案、こういう案を御審議賜
わるといふことになつてきた。そうすると、次か
ら次へといふことになつてきた場合に、みな單獨立法で
いくといふことになつてきかぬと、煩瑣じやない
か、こういうような御意見、はなはだごもつとも
ではございまして、今後いろいろ検討いたすこと
にいたしまして、いまのところケース・バイ・
ケースといふような状態になつておりますのは、
沖縄の特殊ないろいろな状態にもございまして、
慎重に検討しながら進んでおるといふわけで
ございまして。

○小淵委員 御説明のとおり、やはりケース・バ
イ・ケースで考えなければならぬということも理
解できます。願わくは、ケース・バイ・ケースで
あつても、将来ともそういう場合がさらに出現
することもこれまでも希望して、法律的な問題につ
きましてはこれにたとへて、次に、先島地区のテ
レビジョン放送施設の建設がすでに始まり、十
一月ですか完成を見ようとしておるわけでありま
す。その進捗状態につきましてお伺いをいたした
かと思ひます。

○館野説明員 お答えいたします。
この工事は、昨年の十一月着工いたしましたし、

ただいまのところ、建築物の工事が約八割方現地
できております。一方、送信の設備その他、こ
の機械設備類は現在内地で作製中でございま
して、これが内地ででき上がりまして輸送にかか
りますのが八月ごろの予定でございまして、そのあ
と現地で据えつけるといふようなことで、完成、
電波発射が十一月といふことの予定でございま
す。

○小淵委員 この設備の運営についてちよつと
伺いたしたいのですが、運営の主体はだれになるか
といふことについてお伺いします。

○上村政府委員 運営の主体でございまして、こ
れは実はただいま御審議を賜つておりますこと
の法案が国会で成立をいたすといふことに相
なりますと、結局、琉球政府のほうでは、この先
島テレビ局の開局を機会に、本土の放送法にお
おね準拠いたしましたところの放送法を立法院に
立法勧告をいたしまして、そしてこの法案の成立
を待つて、公共放送を政府出資による沖縄放
送公社といふようなものを設立いたしまして、そ
れに運営を行なわせる、こういうような方針に
なつておるわけでございます。

○小淵委員 その公社の目的は、もちろん、その
運営を円滑にして聴視者の利便をはかつていくこ
とだと思ひますが、その公社は、先島だけのテレ
ビの聴視に關する公社となるわけですか。

○山野政府委員 これは小淵委員も御承知のと
おり、いま沖縄には公共放送がございまして、全
部民間放送でございまして、ただいま副長官から
お話がございましたように、先島テレビ局置局を
機会にこの沖縄放送公社といふ公共放送をつくり
まして、将来は、大体目標を六九年に置いてお
るようでございまして、六九年には全琉を放送エ
リアとする公共放送に持つていきたいといふこと
でございまして、そこまでいく間に、当面先島だけ
にするのか、あるいは一部本島を含めるのか、そ
ういふことはまだ詳細な計画まではいま審議中
でございまして、一九六九年の一月一日から
は全琉をエリアとする公共放送に持つていき

というの、この放送法審議の過程で琉球政府が
明らかにされておる構想でございまして。

○小淵委員 そうすると、いまの時点で考えられ
ることは、その公社の仕事の内容や放送のエリア
といふものは先島だけを考へておる、将来にお
いてはその公社がオール沖縄にその範囲を広げて
いく、こういう氣持で立法を推進するようによ
うに勧告して、こういうことですか。

○山野政府委員 いま御指摘いただきましたよう
にはつきりきまつておるわけではございませ
ん、御案内のように、先島の人口は約十二万、戸
数でいって二万五千でございまして。したがいま
し、それだけを對象にすると、経営上なかなか問
題があるといふ問題もありまして、おそらく琉球
政府のほうとしては、できる限り早く全琉をエ
リアとするものにしていきたいといふ考へだと思
ひますが、民放等との御相談の結果どういふ考
へに持つていかれるかは、ただいま申し上げまし
たように、目下琉球政府内部で検討中でござい
ます。

○小淵委員 いまお話にありましたように、こ
れは琉球政府の中の問題だと思ひますけれども、
民放との關係もいろいろあるわけでございまして
で、現時点におきまして日本政府として琉球政府
に立法の勧告をしておるのは、公社をつくるとい
うことについてはそのとおりであり、その公社の
仕事の範囲については先島に限定して、こう
いふことで了解してよろしいですか。

○山野政府委員 ただいま申ししますように、放
送法の中に規定されております沖縄放送公社の管
轄範囲につきましては、先島を含めることは、こ
れはいかなる場合においても当然含まれる、こ
れが当面の主体になると思ひますが、一九六九年
一月を待たないでも、できるだけ早く全琉を放
送エリアとするものにしたという方針で民放とお
話し合ひになつておるといふ状況でござい
ます。

○小淵委員 それでは、ちよつとこまかいことを
確認しておきたいと思うのですが、一つは放送エ
リアの問題です。

宮古、八重山ともに群島と称しておるわけでありますので、いろいろな島があると思ふのです。こういう島々も、このエリアに——規模がいろいろむずかしいと思ひますけれども、すべてカバーするものでありますかどうか、お伺いします。

○館野説明員 お答えいたします。

ただいま施設の建設をいたしておりますその計画におきましては、いわゆるカバレージ九〇%をこえるものを計画しております、世帯数からいいますと、ほとんど全世帯がカバーできる施設となっております。

○小淵委員 それから、この放送はビデオの空輪でやるのだと聞いておりますけれども、マイクロ回線による直放送、ダイレクトの放送、こういうことも考えられないかどうか、この点についてお伺いします。

○館野説明員 お答えいたします。

テレビの番組のマイクロ回線の電送ということになりますと、マイクロ波の周波数帯、それからその幅ということが非常に限定されてきて、ただいまのところでは、本島から先島までテレビ番組の電送ができる程度の周波数帯及び周波数帯の幅というものは、非常に困難でありますので、マイクロによる直接の電送ということは、ただいまのところ考えておりません。

○小淵委員 その不可能の理由ですけれども、お金がなくて、お金をかければ可能だ、こういうことなのか、その他何かの理由がそこに存在するのか、その点お伺いしておきます。

○館野説明員 お答えいたします。

まず、これは御承知のとおり、電話回線のマイクロ——常識的に、マイクロ波帯と申しまして、非常に広い周波数帯でございますが、そのうちの低い周波数帯を使いまして電話回線の計画は現在あるわけでございます。それは大体二千メガサイクル帯を予定しているようでございますが、テレビの電送のためには、少なくとも低くとも四千メガあるいは六千メガといったような高い周波数帯の電波を四メガ、五メガというように幅広く

伝搬させなければなりませんけれども、本島と先島の間、宮古の間二百八十キロでございますが、これを直接伝搬させるということは、現在の電波技術上、この周波数帯の特性から非常に困難でございますし、それから非常に技術的に不経済なと申しますか、非常に膨大な、何十億という施設を使えば、質の悪いテレビの電送は限時的には可能だと思ひますけれども、経済的な面と実際の画質の面からいいますと、これはほとんど使ひものならぬという結論になって、ただいまのところは、番組を送りますのは空輪というものを想定して設計をいたしております。

○小淵委員 お聞きしますと、資金の面からではなくして、技術的な点からなかなか困難だ、こういう御説明であります。この点になりますと、将来の技術の開発を待つよりいたし方ないと思ひますので、その点につきましては大いに期待をしておきたいと思ひます。

そこで、いま電波の関係では沖縄でアメリカの軍事的ないろいろな電波が使用されておると推定されておられます、そういうレーダーによつて、通信といひますか、そういうものは、今回の放送については、ビデオで送るといふことからして、関係を持たないものか、あるいは島の中におきまして、そうしたレーダーその他の電波関係のものとの障害関係を起すという危険性はないか、この点についてお伺いします。

○館野説明員 お答えいたします。

一般的に申しますと、近所で使われております無線の電波の状況がわかりませんと、このテレビ局送信所の建設設計はできないわけでございまして、必要な限りにおきまして、琉球政府を通じて、必要に限りと折衝していただきまして、その関連の機械を設計いたしますに必要なチャンネルの選択をいたしたわけでございます。ただいままでのところ、米国民政府から沖縄政府に対する通知によりまして、島内において米政府あるいは米軍その他の他種の中でたくさん漁船その他の無線が使われておりますが、それらの一般無線との

混信関係もないということを確認した上で工事がかかつておるわけでございます。

○小淵委員 それから、これが完成した暁におきましては、御承知のように、先島も含めて沖縄は台風銀座とよくいわれますけれども、台風が来た場合に、その設備施設その他のものが、塩害とか、こういうものに影響されることのないように万端整えておると思ひますがこの点についてもお伺いしておきます。

○館野説明員 御指摘のとおり、とにかく島にサテライト局、中継局等を置くわけでございますから、風及び塩害等のことにつきましては、詳細現地の状況を琉球政府からも教えてもらひ、また、内地から二度派遣いたしました現地調査団におきまして、その点を十分調査いたしまして対応する設計をしておるわけでございます。

○小淵委員 それから、ちょっと触れなかったのがあります、一応お聞きしておきますが、工事の内容、それから工事費、これについてお伺いしておきます。

○館野説明員 お答えいたします。

工事の内容といたしましては、宮古島と石垣島に、番組をつくる施設、すなわちスタジオ施設を持ちましたところの放送局それぞれ一カ所ずつ計二局でございます。そのほかに、無人中継局、普通、サテライト局と呼んでおりますが、これを三局、西表、与那国、それから石垣島の本局の電波の行かないところに一カ所、計三カ所、都合五局をもって先島全域をカバーすることにしております。

なお、経費は、昨年四十一年度予算におきまして二億一千七百万円、それから四十二年度予算におきまして四億九千七百万円、計七億一千七百万円を予算承認いたしておるわけでございます。

○小淵委員 そうしますと、予定変更もなく、それから予算面でも一切の変更をさせず工事は着々と予定のとおり進んでおる、こういうことですね。

○館野説明員 ただいまのところ、そのようなこと

とでございます。

○小淵委員 以上、概要についてはお尋ねをしたわけでありますが、最後に総務長官にお伺いたすわけでありますが、テレビの局もできたというところでありますし、そのフィルム等の輸送の問題も問題はない、こういうことであります。しかし、放送する施設ができました、言うまでもなく、テレビというものは、受ける方のテレビのセットがなければ見ることができないわけであります、冒頭申し述べましたが、総理の沖縄に参りましたときの発言にもありますように、そういうものが一日も早く見られるようにということを強調されておるわけであります。率直に申し上げまして、本島と先島の問題をいろいろ考えましたときに、格差といひますか、必ずしも所得の平均化がされておるといふ感じはいたさないわけでありまして、十二万の方々がすべて見られるということはいふまでもなく、見ることができるといふことはいふまでもなく、今度のは受像機の関係でなかなか問題も起こってくると思ひます。せっかく日本政府がこの放送施設を譲与して、見ることのできる体制だけはとったわけであります。今後、援助そのほかの形におきまして、公共機関を優先することもけっこうであります。受像機をできる限り貸与あるいは譲与するような方向にお考えを持っておっていただきたいという気持ちもいたしておるわけであります。この点につきまして長官の御意見を拝聴したいと思ひます。

○塚原国務大臣 佐藤総理が沖縄に参りましたときに、非常に強い御要望がこのテレビの問題であったことは、たびたび論議されておるところでございます。まことに喜ばしいことと見ています。しかしながら、いま小淵委員のおっしゃるやうに、必ずしも全部の者が各家庭において見ることができるといふかという御懸念でございますが、私もそれはあると承知しております。しかし、受像機を買い、これは検討しなければならぬと思ひます。

が、要は、その地方の方々の経済の発展と申しますか、そういうものも十分考えていかなければならない。施政権が全面的に返還されるまで、本土との格差をなくするということをたびたび強調いたしておりますが、経済の向上を願うと同時に、それでもなお願望が達せられないときの措置について、なほ検討をしなければならぬ問題であると考えております。

○小測委員　もちろん、受像機を買うのは個々の家庭でありますので、それに逐一援助をするということとは筋違いだということもわかります。当面、先ほど申し上げましたように、公共機関その他におきまして、できる限り何らかの形で援助というものが可能であれば、御検討賜わりたいと思います。こうしたりっぱな施設ができること

は、この上ない喜びでありますし、これを本土の政府の力によつて譲与してこれが利用されるということも、これまたきわめて望んでおる状況であります。願わくば、一日も早く完成し、りっぱなものができ上がつて、地元の方々に大いに喜んでもらえるように私ども期待をして、質問を終わりたいと思います。

○白井委員長 古屋亨君。

○古屋委員　ただいま小渕委員からお話しになりました。大體了解したのでありますが、一体これはいつからできると思えばいいんですか。現地の人が見えるようになるのは大體いつか、それをまずお伺いしたい。

○山野政府委員　ただいまのところ、可能である、かように考えております。

○古屋委員　先島の人が非常に待望しております。テレビを十二月から聴視できるということは、非常に喜ばしいことと私も考えておる次第でございます。しかしながら、十二月から開始されるのは、ただいまお配りになりました琉球政府の法案が通ることを前提としておるのですか。そういうことにお渡しになっても、沖繩のほうの立法院でこの法案が通過しなければ、あるいはその辺のい

ろいろな問題があれば、それがおくれるのであるかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○山野政府委員 御案内のことと思いますが、この放送法の内容といたしまして、今後いろいろ送と民放との調整問題がございまして、公共放送の検討されると思いますが、先般沖繩へ行きまして、行政主席はじめ御意見をいろいろ承ったのですが、琉球政府といたしましては、いかなることであっても、先島の日本政府のつくられたテレビ施設を活用するために必要な受け入れ体制は、この放送法を通すことによって必ず間に合うようにしたい、そのつもりで日本政府も工事を進めていただいてけっこうですという御意見でございまして、私ども今立法院で放送法が成立するものかと考えております。

古屋要員 御承知のように、現在民放のラジオが二つ、テレビが二つ沖繩にあるようでございますが、これと今度できる公社の調整ということとは、いままでも現地側で非常に苦勞されておりまして、大体いまのお話で見通しがついたようでございませけれども、現実の問題として、こういう二つのテレビ、二つのラジオという民放のほうは、公社というものに対して協力するというか、ある

いは別の形でいくのかもしれませんけれども、そういう問題、並びに、先ほどの質問にもありましたように、公社はとりあえず先島だけをやりたい。六九年の一月一日までには全部やると言っておりますが、これは公共的色彩の公社でございますので、それに関連して、この公社に本土の放送法を取り入れたということですが、特に

この公社の特色といいますが、今度できる公社と民族との関係については完全にその調整がつくかということは、前の経過を一部聞いておりますものとして、非常に心配な点があるものですから、その辺の見通し、あるいは公社の特色と申しますか、そういうものについてお話し願いたい。

○山野政府委員　まず、民放との調整問題でございますが、現地においては非常に複雑な、また微妙な問題でございますが、私どもとしては、どう

いう形てということは、いまここで申し上げかねるのでございますが、主席の御意見を承りますと、最終的には必ず沖繩放送公社と民放との形で運営できるようにするという事をお聞きいたしましたので、安心しておるわけでございます。

それから、沖繩放送公社ができましたときに、まず先島からやるのか、あるいは全部同時に始めるのかという問題でございますが、この問題も、実は民放との調整がいかようになるかということが関連いたしておるわけであります。最悪の場合でも、先島の放送施設が完成すれば、琉球政府合としては、それを受け入れて放送を開始する体制に持っていきたい、こういうことでございます。しかし、琉球政府としては、そういう根本的な放送体系を同時にすっきりして発足したいというのが、ただいまの御意見でございます。

なお 沖縄放送公社の性格でございますが、お手元にこの放送法のごく要綱を御配付申し上げてありますように、本土のNHKと大体同じ性格のものでございまして、公共放送として、中立公正な放送が可能になる体制をとっております。資本金は二十万ドル、全額政府出資でございます。それから、経営委員会というものを設けまして、

七名の委員が、立法院の承認を得て、行政主席が任命される。総裁、副総裁一人、理事五人、こういふことになっております。それから財務、會計等の諸規定は、本土のNHKと国会との関係とはほぼ同様でございます。放送番組につきましては、十人以上の番組委員会をつくりまして、放送番組の適正を期するということになっておるわけでご

ざいます。

○古屋委員　それで私一つ感じますことは、ただいまの説明をお伺いいたしまして、琉球政府の主席のほうでこういう話であるから安心しているというようなお話ですが、先島テレビ局設置に伴いまして、テレビセットの普及の予想とい

うのを郵政省でお考になったことがあると思います。それについてテレビセットの普及の予測をたしか郵政省の調査団でお調べになったことがあつ

て、何カ年計画というものがあつたと思います
が、もしそれについてお見通しがあればお話を
願いたい。

○館野説明員 お答えいたします。

セツの普及につきましては、何カ年計画というわけにはなかなかまいらないかと思いますが、予測といしましては、電波発射当時におきましても、まず対総世帯に対しての五〇%近い受信者があるのではないかということを、本島の普及状況等から勘案いたしまして、数字を立てたことはございます。それ以後の状況につきましては、これは計画的に持っていくわけにはいきませんで——と申しますのは、発射するほうはほとんど一〇〇%のカバーの施設をするわけでございますから、あとは先島におきまする経済状況なり、聴視者、受信者の番組に対する関心度等によって普及が進むわけでございまして、当初は約半数、五〇%近いものを一応予定はしたことがございまして。

○古屋委員 当初は五〇%というお話でござい
ますが、いまの琉球地区の普及状況は大体七〇%程
度でしょうか。

●館野説明員 七〇%をちよつとこえたかと存じております。

○古屋委員　そうすると、五〇%と予測されてお
りますのは、大体先島の電化の状況から考えて
五〇%程度、あるいは経済状態を考えて五〇%、
こういうお見通しでしょうか。

○館野説明員 御指摘のような点を考えましたものでございますが、これは非常に精密にやったものではございませんで、非常にラフな推定といた

しまして一応そういう数字を想定いたしました
が、その要素といたしましては、御指摘のよう
に、電源の状況、それから一般的な消費生活の
水準といったようなものを勘案いたしましたわけ
でございます。

なお、当初設計にかかります当時に比べまして商用電源の普及は進んでおりますので、その点の条件は、当初計画を立てたときよりは条件が

よくなっているようにございます。

○古屋委員 いまの電源の状況がよくなっているというの、どの程度、もうちょっとそれについて……

○館野説明員 ただいま詳細な資料を持ち合わせてございせんが、その後の現地におきます配電会社でございませうかの計画が進められて、当初、自家発電ないし受像機の電源がないのではないかと懸念されましたが、配電の計画ができて、工事にかかっているというようなことを聞いております。詳細なものはたまたま持ち合わせてございせん。

○古屋委員 特達局長、先島の電源の問題、電力の問題についてはどういとお見通しでしょうか。

○山野政府委員 御案内のように、八重山電力の拡張計画が現在ございまして、電力の増強をいま計画中でございませう。一方、現在の電力量のうちで、しかも無電灯地帯がございませうので、今年度の援助費では、実は先島のテレビの普及ということも考えまして、従来の農村電化の無電灯部落の解消計画を、先島の無電灯部落の解消計画に集中的に重点を置きまして、相当戸数の施設の整備を考えております。これは既設の電力量でできるわけでありませう。もちろん、このテレビの電力自体については私は当面心配はないと思っておりますが、いろいろ工業化等に伴います電力の不足に対処しまして、先ほど申し上げましたような電力会社の増強計画も現在検討されておると聞いております。

○古屋委員 電力の問題は大体お伺いしました。結局、問題は三、四くらいあると思ひます。一つは放送番組ですね。これは御承知のように、いま沖縄では、内地からのマイクによる分と、現地の民放その他の分と、両方が一般の方は見られるわけですね。もちろん、内地のものは時間的に制限されているようでありませう。……そうすると、先島に対しての放送番組は、大体いまのところは公社がこれを行ない、そして公社の責任のもとに、内地からのものも——それはビデオに

よってやるわけでありませうが、あるいは那覇から民放のものも、そういうものが送られるというようにに解していかうかというところをお伺いします。

○山野政府委員 御指摘のように、沖縄放送公社が経営の主体になるわけではございませうが、御案内のように、先島には飛行機が日に二回通っておりますので、したがって、この番組のフィルム、ビデオ等の輸送には不便はないわけではございませう。その場合にも、先島は、いま申し上げましたように、二万五千戸、半分としまして一万二千五百戸しかないわけではございまして、できるだけこの経費を合理的に運用する必要があります。したがって、NHK等にフィルム等の協力方への要請はぜひお願いしたいということを沖縄側でも申されております。なお、番組等につきましては、今後そういう新しい機構ができました上であることとなるわけではございませうが、相当程度本土の番組も入っていくことと考へます。

○古屋委員 番組の関係について郵政省の方にお伺いいたしますが、先島のほうに飛行機が一日二回、これは二回といつても、台風の時等は飛行機は飛ばないで、何かスケジュールみたいなものを現地の島のほうにつけて、そういう台風等のためにビデオが届かない場合に、前のものをとっておいでそのときに使うというようなことは考へておられるのでしょうか。

○館野説明員 お答えいたします。お話しのように、天候等の事情によりまして、毎日確実に行くかどうかというところは危惧される点であります。電波発射の宮古及び石垣の局におきましては、もちろん、ビデオテープを放送にかける機械もございませうし、それからビデオテープを撮影する設備もしてございませう。なお、お話しのように、前もって本島から持ってきていたものを保管しておく設備も予定している次第でございませう。したがって、その日その日のニュースにおいてはあるいは一日おくれというようなことができるかも知れませうけれども、そ

の他シリーズもの、あるいは一つ一つが切り離されて製作された番組というようなものにつきましては、飛行機の欠便にかかわらず放送はできるといふようにいたしております。

○古屋委員 この立法院勧告の要綱にあります。受信料を取る、つまり聴視料を取るといふこととございませうが、御承知のように、先島の、非常に貧しいと申します。経済状況からいたしまして、受信料をできるだけ安く考へるということが必要だと思ひます。それで、二十万ドルで公社ができるという場合に、私が一番懸念しておりますのは、先ほどお話をしましたが、この運営採算の問題が今後の一番重点の問題である。そうしますと、これで運営ができませんというようなことは、琉球政府にまかせつきりか、そういう場合を想像することは適當であるかどうかは別にいたしまして、先ほど総務局長に對する御質問で、受信装置について特に日本政府として便宜をはかるかどうかという問題は慎重に検討しなければならぬというお話でございませうが、私は、何と言つても、これは日本が譲渡して始まる、始まって一番の問題は、運営採算の問題だろうと思ひます。そこでどう考へるのかということ、どういふ想像できないかと思ひますが、その赤字をどういふふうにかバーしていくかということが、特に受信料との関係において受信料も高く取れないということになれば、経営採算の問題だろうと思ひます。だから、これは将来の問題として——いま直ちにそういうことを申すのはいかかと思ひますが、やはり沖縄の先島の人がこれらの放送テレビを聴視できるということを非常に大きく期待しておりますので、各家庭における受信装置の問題、あるいはまた、運営採算の問題についても適切な運営ができるように、将来において何らかの援助を——直接援助か間接援助か、これは検討しなければならぬが、やはりそういう点がある程度検討する必要があるのではないかと考へておりますが、副長官、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○上村政府委員 御趣旨はよくわかるわけではございませうが、先ほど、この受信料の問題につきましては、各家庭というようない問題につきましては、総務局長がお答えをいたしたとおりでございませうが、学校だとかいうような公共施設の点につきましては、これは受信機につきましては予算措置ができておる、要するに援助の対象にいたしておる、こういうわけではございませう。基本的な考へ方は、これは古屋委員も御承知のとおり、本土との格差をできるだけなくしていく、こういうような考へてございませうので、いろいろとむずかしい問題点もたくさんあると思ひますけれども、基本的な考へ方によつて検討いたしていきたい、こういうわけではございませう。

○古屋委員 郵政の方にお伺いいたしますが、八重山とか、そういう僻地におけるテレビの普及のために、施設面が何かで郵政省として何か考へられる点はあるのですか。

○館野説明員 施設の面と申しますと、何か技術的に受信しやすいような技術的な方策があるかというお話でございませうか、それとも、何か施設の補助といったようなことがあり得るかというところをございませうか。

あとの意味でしたら、郵政省といたしましては、本土の電波、放送法の施行地域におきまして、特別そういうことはいたしてございませうが、送信のほうを規制し、計画し、免許しているということとございまして、受信のほうを特別郵政省といたしまして援助あるいは普及のための手当てというものはいたしてございませうので、沖縄におきまして、ちょっと方法は郵政省の立場からは考へつかない次第でございませう。

なお、技術的に、受信しやすいような技術的な配慮がなされているか、あるいは考へられるかというところにつきましては、これはただいま御審議願ひしております施設の送信の計画といたしまして、電波がとにかくほとんど全世帯に届くような局の場所及び電力等を設計して施設してあるというところをございまして、電波を出すほうからいた

しますと、ほとんど一〇〇%のカバレッジを、技術上相当の無理がありましたけれども、あえてそれを計画したということになっております。

○古屋委員 大体、私もこまかい点につきましてお伺いしたのでございますが、何と申しまして、最初に申し上げましたように、先島の方が一日も早くこれを聴視することができるということがこの法案であり、沖縄におきましても要望されておりますので、私は、ぜひこの法案が通過いたしまして、郵政省も十一月末に完成というようなことを目途とされておりますが、できるだけ早い機会に、たとえば内地において機械をつくって送るといふような問題につきましては、マイクロのときにはいろいろ問題があったようでございますが、そういうことのないように、ぜひ一刻も早くこの施設を完成されると同時に、特に特連局におかれましては、現地の琉球政府と折衝されまして、スムーズに移行できるように、公社の問題、民放の問題の調整ということにつきましてぜひ一そう積極的に話し合いをされることを特に希望いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

○臼井委員長 では、暫時休憩いたします。
午前十一時三十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

沖繩問題等に関する特別委員會議録第八号中正誤		ハシ 段 行 誤 正	六 一 三三六四三 ローレン ローレン	六 二 六 おりますから、 おりますから。 七 一 七 おっしゃた おっしゃた	同第九号中正誤		ハシ 段 行 誤 正	一 一 三 小野幸吉君 山野幸吉君 二 二 三 卒直 率直 五 二 七 行政権 施政権
------------------------	--	------------	--------------------------------	--	---------	--	------------	---

昭和四十二年六月十六日印刷

昭和四十二年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局